社会福祉法人 恵仁福祉協会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 恵仁福祉協会定款(以下「定款」という。)第9条並びに定款第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 理事の定義は次の通りとする。

常勤の理事 週当たり概32時間以上勤務する理事

非常勤の理事 常勤理事以外の理事

(報酬等の支給)

- 第3条 役員及び評議員に対しては、それぞれの勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給するものとする。
- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の理事及び監事 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各 号に別表第1に定める額の範囲内で決定する。
- 2 非常勤の理事及び監事、評議員に対する報酬の額は、別表第2に定める額で決定する。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該 各号に定める時期とする。
- (1) 報酬 毎月 10 日 (ただし、当該日が日曜日、土曜日または祝日に当たるときは、社会 福祉法人 恵仁福祉協会給与規程第6条に準じて支給する。)
- 2 非常勤の理事及び監事、評議員に対する報酬は、会議に出席した月の翌月10 日に支給する。ただし、当該日が日曜日、土曜日または祝日に当たるときは、社会福祉法人恵仁福祉協会給与規程第6条に準じて支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者にあっては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人 名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

(その他)

第7条 常勤の理事に対する他は機関からの報酬等(謝礼・給与)については次の通り 定める。

- 1 常勤の理事に対する他機関での活動については「職免」扱いとする。
- 2 常勤の理事に対する他機関での活動については、依頼書、出講状況を記録し必要に応じて理事会において報告する。
- 3 他機関からの報酬等(謝礼、給与)については、本人に帰属する。

(改廃)

第8条この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

(委任)

第9条この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(令和元年8月23日 一部改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月25日 一部改正)

別表第1(第3条第1項第1号関係)

	報 酬
理事長	年俸 10,000,000 円 以内
常務理事	年俸 8,000,000 円 以内
理 事	年俸 5,000,000 円 以内

※1. 年俸額を12 分の1 に分割し、第4 条の規定により支給する。但し、分割した額が1,000 円単位での端数が生じた場合は、年俸の起算月にまとめて支給する。

※2. 常勤役員の報酬の内訳比率は、役員報酬30%、労務賃金70%とする。

別表第2(第3条第2項第1号関係)

	報酬		
	日額	半日額	1 回につき
理事会・評議員会の出席	20,000 円	10,000 円	10,000 円
行政監査立会、決算監査等			